

マイナンバーカード券面印字プリンター機器購入仕様書

本仕様書は、益城町住民課に納入するマイナンバーカード券面印字プリンター機器について、必要な事項を定める。

1. 概要

マイナンバーカードを所有している者が、住所変更などを行った際に、マイナンバーカードの券面に変更事項を印字するためのマイナンバーカード券面印字プリンター及びシステムを導入し、その保守を行う。

2. 対象物件 マイナンバーカード券面印字プリンター機器一式

3. 納入期限 令和8年3月27日（金）

契約締結後、住民課と納入日等について協議すること。

4. 設置場所・数量

施設名称	住所	台数
益城町役場	熊本県上益城郡益城町大字宮園 702 番地	1 台

5. 機器の条件

各機器は次の機能を有するものとする。

(1) 機器構成

次の各条件にあった機器を用意すること。

ア. 次のスペックのパソコンで稼働するソフトウェア及び入出力機器であること。

a. オペレーションシステム

O S : Windows10(32/64bit) / Windows11(64bit)

b. ハードウェア

C P U : 1.4GHz 以上の 32Bit(x86) または 64Bit(x64) プロセッサ
メモリ : 2.00GB 以上

画像解像度 : 1280×720 以上

HDD : 1GB 以上の空き容量

その他 : USB2.0 空きポート 1 個以上/CD-ROM ドライブ

イ. スペックを満たした任意のパソコンで稼働でき、1台のパソコンにソフトウェアをインストールできるライセンスを含むこと。

ウ. 入出力機器の接続は、USB2.0 規格での接続をすることとし、その接続ケーブルも用意すること。

エ. 入出力機器本体は I C リーダー、真贗判定機能、両面スキャナー、プリンターが

一体になった装置とし、設置スペースを幅300mm奥行き500mm以内とすること。

- オ. 入出力機器は1200dpiの印刷解像度で印刷可能なこと。
- カ. セキュリティ対策として機器本体にセキュリティワイヤーが取り付け可能なこと。また、インクリボンを使用して印刷する場合、インクリボンを持ち出せない機構を有すること。

(2) システムの機能

次の各項目の機能を備えていること。

- ア. 次のマイナンバーカード等の真贋判定および券面印字ができること。
 - а. マイナンバーカード
 - б. 在留カード
 - с. 特別永住者証明書
- イ. 運転免許証の真贋判定が出来ること。真贋判定はICチップを読み取るためのパスワードの入力無しで行う機能を有すること。
- ウ. 運転経歴証明書の真贋判定を行う機能を有すること。
- エ. マイナンバーカード等を装置に挿入した後に、券面表裏の同時スキヤニング、ICチップの読み取り、券面印字までの一連の処理がカードを取り出さずに行なえること。また、ICチップを読み取るために照合番号等を入力する際、券面情報の読み取り結果を活用して入力を補助する機能を有すること。
- オ. 個人番号カード等を装置に挿入した際に、券種を自動で認識し、挿入方向や表裏が適切か判断できる機能を有し印刷を行わない選択ができること。
- カ. 挿入したカードを自動で認識し、カードの券面サインパネルに印字位置を自動で設定する機能を有すること。また、券面サインパネルに文字が記載されている場合、印字位置を自動的に記載文字の次の行から開始する機能を有すること。
- キ. マイナンバーカードのICチップ内に登録されている氏名、住所の情報をそのまま印字できること。
- ク. 1枚前のカードで入力した内容を次に挿入したカードの印刷内容として利用することができる。
- ケ. 住所データ等について、CSVファイルからの外部読出機能を有すること。
- コ. 電子公印データを保存し、自動押印印刷を行う機能を有すること。また、カード毎に別々の異なる公印データが設定でき、印刷直前に押印印刷を行うか行わないか切り替える機能を有すること。
- サ. 券面印字する券種に応じて印刷濃度の設定が登録出来、その設定内容を挿入したカードによって、自動で印刷濃度が変更される機能を有すること。また、券面印字部分と電子公印の印刷濃度設定を別々に行う機能を有し、書体や印影に応じて適切な印字が出来ること。

- シ. 券面印字内容入力時に定型文が挿入された雛形を使用することで入力が簡略化できること。また、雛形の追加、編集、削除が可能なこと。
- ス. 複数のカードに効率的に印字するために、カードのスキャニングや券種の判定等を省略して同一の印刷指示を複数のカードに連続して行う機能を有すること。
- セ. 記載された内容を訂正するために、訂正線を印刷する機能を有すること。
- ソ. ディスプレイが高解像度設定の場合も、印字位置合わせや内容確認がしやすいように、全画面表示が可能であること。
- タ. IVS (Ideographic Variation Sequence) に対応していること。

4. セットアップ

設置作業の内容は、次のとおりにすること。

- (1) 発注者の指示により契約機器の設置作業及び動作検証等を完了すること。
- (2) 取扱説明書等を添付すること。

5. 保守及びサポート

- (1) 保守期間：1年
- (2) 契約期間内において、システム障害の対応及び保守を行う。
 - ア. 契約機器の障害に起因する動作不良への処置及び改善作業
 - イ. 契約機器の障害に対する修復及び原状復帰作業
- (3) 保守の手法
 - ア. 障害発生時に連絡が可能な体制を整備し、連絡があった場合には、設置場所に技術者を派遣し保守対応すること。
保守受付時間は土日・祝祭日・年末年始（12月28日から1月3日）を除く
午前9時00分から午後5時30分とする
 - イ. 障害発生時及び障害対応時には報告書を提出すること。

以上